

人と動物が共生する

地域社会の実現にむけて

9月 は動物愛護月間

今日、ペットの不適切な飼い方や無責任な飼い方、虐待につながる事例、動物による人身などへの加害事例が後を絶ちません。かすみがうら市も例外ではなく、市民の方からこういった苦情が多数寄せられています。

このような中、茨城県では殺処分ゼロを目指す条例としては全国初となる「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が平成28年12月28日に公布、同日施行されました。

ぜひこの機会に、ペットの飼い主はもちろん、市民の皆さん一人一人ができることを考えてみましょう。

図 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)



犬猫殺処分ゼロプロジェクトHP

不妊去勢手術を受けさせよう

茨城県では毎年多くの犬や猫が殺処分されています。そのほとんどが子犬や子猫で無責任な飼い主による捨て犬や捨て猫が増えていることが原因のひとつであると考えられます。飼い犬や飼い猫が妊娠しないように、メスならば不妊手術、オスならば去勢手術を行いましょう。

これは不幸な子犬や子猫を増やさないためのペットを飼う人の責任です。

動物の虐待、遺棄は犯罪！

動物を虐待したり、捨てたりすることは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをさし、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたたりする積極的な行為だけではなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、充分な餌や水を与えないなどいわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

また、飼い主の責任には、動物を正しく飼い愛情を持って扱うことだけではなく、最後まできちんと飼うこと(終生飼養)も含まれます。

飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になりますので絶対にやめましょう。

犬はつないで、猫は室内で飼いましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。また、平成26年4月より「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正され、猫の屋内飼養が義務付けられました。

これらのことは、咬みつき事故や糞尿、いたずらなどの近隣の方とのトラブルを防止するためにも、迷子や交通事故などさまざまな事件事故の防止につながり、ペット自身の安全のために重要なことです。不幸な生命を産まない、産ませないためにも、犬をつないで飼うこと、猫を室内で飼うことは飼い主の義務です。

犬の鑑札・注射済票の装着は義務

犬の鑑札および注射済票の装着は、法律により義務付けられています。

もしも大切な飼い犬が行方不明になった場合、「鑑札」や「注射済票」をつけておけば、無事に帰ってくる確率は格段に上がります。実際に市内では、逃げ出した後に住民により保護された犬が鑑札から飼い主が判明し、無事返還された事例があります。逆に、保護されたものの首輪に鑑札および注射済票が装着されておらず、飼い主不明のまま結果的に殺処分されてしまうような事案も発生しています。

このように、大切な飼い犬の生命にも関わることで、鑑札および注射済票は絶対に装着しましょう。

9月1日は「防災の日」

見直そう 我が家の防災対策

この日は大正十一年に関東大震災が起きた日であることから「災害への備えを怠らないように」との戒めを込めて防災の日と定められました。また、この頃に台風が来ることも由来の一つでもあります。皆さんもいつ災害が発生しても慌てないように、日頃から防災への意識を高め、自分の防災対策を見直してみましょう。

図 防災安全室(千代田庁舎)

日頃から備えられること

家族、地域、くるみで防災対策を
災害が発生したときの家庭の役割分担や避難場所の確認、連絡方法などについて話し合っておきましょう。

また、いざという時に頼りになるのが、隣近所の皆さんの力です。日頃から地域の「ミニ」ゲージョンを大切にしておきましょう。

家の中を安全に

家具や電化製品、照明器具などは地震による転倒や落下の恐れがあります。壁などに固定したり、高いところへ物を置かないなどの防止策をとり、家の中を安全にしましょう。

避難場所の確認を

最寄りの避難場所と避難経路を確認しておきましょう。

非常時の持出品を準備

非常時に持出品が多いと、避難しづらいになります。持ち出し品は必要最小限の物を

地震に備えて

いつでもどこでも起こり得るのが地震です。地震が起きた時に慌てず、適切な行動ができるよう心掛けましょう。

地震が起きたら

- 1 まず身の安全を第一に
「姿勢を低く」、「頭を守り」、「動かない」
- 2 すばやく火の始末を
- 3 戸を開けて脱出口を確保
- 4 火が出たら消火を
- 5 外に逃げるときは慌てずに
- 6 避難するときは、狭い路地やブロック塀には近づかない
- 7 山崩れ、がけ崩れに注意
- 8 正しい情報の入手を

風水害に備えて

日本列島には、毎年多くの台風が接近、上陸、強風と大雨による被害をもたらします。台風は、あらかじめコースなどで進路や勢力などの予測情報入手することができ、早めに対策を取りましょう。

台風が来る前に

- 1 家の各所を点検し、修理や補強をしておく。
- 2 窓や雨戸は、しっかりと閉めておく。
- 3 庭やベランダにある風で飛びそうな物は、固定するか家の中に取り入れる。
- 4 側溝や排水口を清掃し、家の周りの排水をよく通す。
- 5 停電に備えて、懐中電灯やラジオを用意しておく。



市HP 防災 関連

▼台風がきたら

- 1 外出は避けるようにする。とくに増水した河川に近づかないこと。
- 2 断水に備えて、飲料水を確保しておく。
- 3 病人、乳幼児、お年寄りなどは、安全な場所に避難する。
- 4 避難する途中には、べれてしまった場合の連絡方法、集合場所を決めておく。

避難するときに持っていくもの(例)

貴重品 □現金 □印鑑、保険証、通帳など □身分を証明できるもの	小道具 □懐中電灯 □携帯ラジオ □乾電池 □軍手 □ろうそく □ライター、マッチ □栓抜き、缶切り □ティッシュ □新聞紙 □筆記用具 □雨具 □救急セット □ヘルメット、防災ずきん □ビニール袋 □ビニールシート
衣類・洗面用具など □上着、下着、靴下 □タオル □紙おむつ □女性用の衛生用品 □簡易トイレ	
水・食糧品など □飲料水 □非常食 □常備薬、お薬手帳	



- ※ 乳幼児のいる家庭
粉ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、清浄綿、おびいひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど
- ※ 妊婦のいる家庭
脱脂綿、ガーゼ、さし、T字帯、清浄綿および新生児用品、ビニール風呂敷、母子健康手帳など
- ※ 要配慮者のいる家庭
着替え、おむつ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、予備のメガネ、緊急時の連絡先一覧など